資料 2

和歌山県キャリア形成プログラムの策定について

和歌山県福祉保健部健康局医務課

キャリア形成プログラムの策定について

【本日ご協議いただきたい内容】

- キャリア形成プログラムについては、昨年度の医療対策協議会で、プログラムの概要、コースの基本設計等についてご協議いただいた。

- 本日は、このキャリア形成プログラムについて、これまでご協議いただいた内容を元に記載したプログラム（案）をご提示する。

- 本プログラム（案）では、対象期間、対象医療機関及び一時中断等の細目について記載しており、これらの内容についてご協議、ご承認いただきたい。

和歌山県医療対策協議会におけるこれまでの流れ

令和元年度第1回　和歌山県医療対策協議会（令和元年8月2日開催）

- キャリア形成プログラムの概要について説明
- キャリア形成プログラムの**コースの設定**について協議

→地域枠制度及び専門研修プログラムとの整合性を踏まえて、**3つのコースを設定する**ことで了承

令和元年度第4回　和歌山県医療対策協議会（令和元年11月26日開催）

- キャリア形成プログラムの**各コースの基本設計（地域医療・専門性重視・地域密着型）**を設けることで了承

令和2年度第3回　和歌山県医療対策協議会（令和2年12月1日開催）

- キャリア形成プログラムの**記載内容（対象者・コース・対象期間・対象医療機関・対象期間の一時中断等）**について協議

（※）上記の記載内容は、「キャリア形成プログラム運用指針」（平成30年7月25日医政発0725第17号）において、記載が求められているもの。

キャリア形成プログラムの概要

「医師不足地域における医師の確保」と**「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」**の両立を目的とするプログラム　＝　**キャリア形成プログラム**

＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞

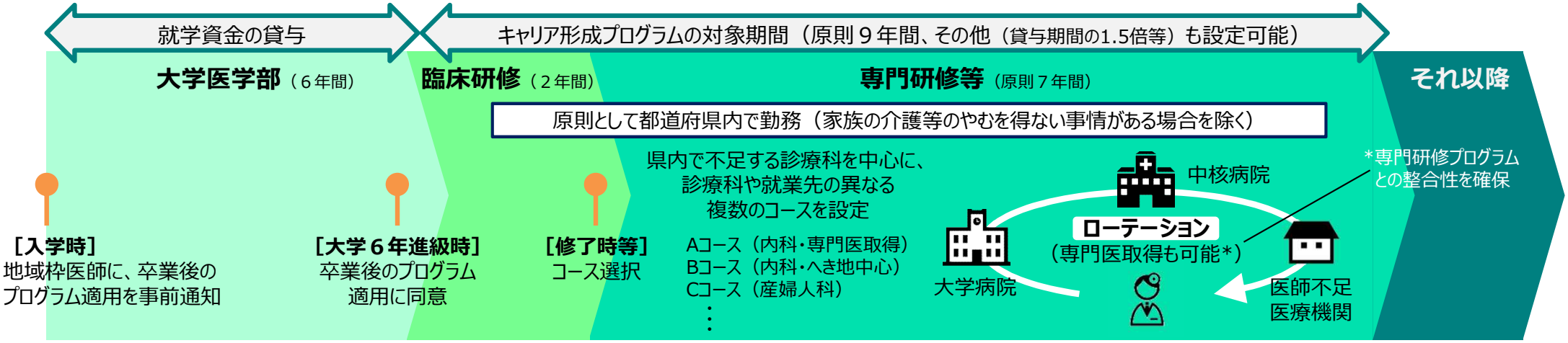

①医師不足地域における医師の確保

→　医師確保計画における「医師少数区域」「医師少数スポット」に一定期間は派遣されるプログラムであること

②派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保

→　キャリア形成プログラムの対象期間において、可能な限り専門医を取得できるプログラムであること

キャリア形成プログラムの対象者・対象期間

【プログラム適用対象者】

- 自治医科大学和歌山県出身枠卒業医師
- 和歌山県立医科大学地域医療枠卒業医師
- 和歌山県立医科大学県民医療枠卒業医師
- 近畿大学医学部和歌山県地域枠卒業医師
- 上記以外で、キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

【対象期間】

- キャリア形成プログラムの期間は、**原則9年間**
- ただし、県修学資金等の貸与を受けている者の対象期間は、**貸与期間の1.5倍**とする（貸与が6年間の場合、9年間）

【コース区分】

- 地域医療コース
- 専門性重視コース
- 地域密着型コース

以上3コースのいずれかを適用。本県の地域枠制度とキャリア形成プログラムのコース区分の対応は次ページ参照

キャリア形成プログラムのコース区分

◆本県の地域枠制度とキャリア形成プログラムのコース設定

専門研修プログラム	コース区分	卒業枠	派遣中の診療科	卒業後の配置先
登録対象者	地域医療コース	自治医科大学	内科	・へき地医療拠点病院 ・へき地診療所 ・県立保健所　等
		和歌山県立医科大学 地域医療枠	内科 ※例外的に産科・精神科も認める	・へき地医療拠点病院 ・へき地診療所　等
		近畿大学医学部 和歌山県地域枠	［へき地医療コース］ 内科 ※例外的に精神科も認める	・へき地医療拠点病院 ・へき地診療所　等
	専門性重視コース	和歌山県立医科大学 県民医療枠	自由	・県内公的病院
		近畿大学医学部 和歌山県地域枠	［特定医業コース］ 産科、小児科、麻酔科、救急科	・県内公的病院 （産科、小児科、麻酔科、救命救急センター）
登録なし	地域密着型コース	適用対象者全て	内科	・県内公的病院

本日ご協議いただく内容

キャリア形成プログラムの対象医療機関及び勤務先決定等について

【勤務先決定】

- 対象医師、対象医療機関へのヒアリングを実施の後、和歌山県医療対策協議会での意見を聞いた上で、12月頃に決定

【勤務対象病院】

- 初期臨床研修･･･原則、和歌山県立医科大学附属病院
- 初期臨床研修終了後･･･各コースで定められた基幹施設、連携施設及び県内の公立・公的医療機関で勤務

【専門研修】

- 基幹施設での研修が原則
- キャリア形成上必要と認められる場合は、基幹施設以外の研修も認める

【プログラムの一時中断】

① 出産、育児、介護、傷病等による休職、休業等
② 県外（海外含む）での研修で、各コースで認められた期間を超える場合
③ その他、やむを得ない理由
（※）②・③の理由の場合は、理由書を提出の上、中断事由の確認を面談等で行う

キャリア形成プログラムのコース概要①

地域医療コース ▶ 医師不足地域での勤務を通じて地域医療に貢献

【対象者】

自治医大、県立医大地域医療枠、近大和歌山県地域枠(へき地医療コース)の卒業医師

【内容】

- 地域派遣の期間は、**5年間以上**とする
- 専門研修の期間は、原則、6年目、7年目の**2年間**
  原則基幹施設での勤務とするが、その他の研修は以下①②のとおり
  ①専門研修プログラムの連携施設となる県内公立・公的病院⇒**2年間**を上限
  ②専門研修プログラムの連携施設となる県外医療機関⇒**1年間**を上限
  （県内に連携施設がない場合に限る）
- 地域派遣中は、へき地診療所、へき地医療拠点病院、医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関で勤務
- 地域派遣中の診療科については、原則**内科**とし、特例として産科、精神科を認める
  なお、今後医師の充足状況により診療科の拡大を検討する

【勤務イメージ】

臨床研修　２年　｜　地域派遣　５年　｜　専門研修　２年

年次	卒後１年	卒後２年	卒後３年	卒後４年	卒後５年	卒後６年	卒後７年	卒後８年	卒後９年	卒後10年	卒後11年
区分	臨床研修		地域派遣			専門研修		地域派遣		専門研修	
診療科	－		原則、内科			専攻した診療科		原則、内科			
勤務先	県内臨床研修病院		医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関等			基幹施設		医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関等			

▲ 専攻医登録　▲ 義務修了　▲ 専門医取得

キャリア形成プログラムのコース概要②

専門性重視コース ▶ 中核病院において専門性を発揮することで地域医療に貢献

【対象者】

県立医大県民医療枠、近大和歌山県地域枠（特定医業コース）の卒業医師

【内容】

- 3年目～7年目の5年間を専門研修の期間とする。
- 専門研修期間中、**基幹施設での勤務を3年間**認め、その3年間のうち、**基幹施設以外での研修**は、以下①～③について**2年間を上限**として期間に認める。
  ①専門研修プログラムの連携施設となる**県内**公立・公的等以外の医療機関
  ②高度医療に関する研修を受ける際の**県外**医療機関
  ③専門研修プログラムの連携施設となる**県外**医療機関（但し県内医療機関を優先し、やむを得ない場合に認める）
- 専門研修期間中、「基幹施設」以外の県内公立・公的医療機関で**2年間**勤務
- 8年目・9年目は基幹施設以外の県内公立・公的医療機関で勤務
- 地域派遣中の診療科は、**専攻した診療科**で勤務

【勤務イメージ】

臨床研修　2年	地域派遣　2年	専門研修　5年

年次	卒後１年	卒後２年	卒後３年	卒後４年	卒後５年	卒後６年	卒後７年	卒後８年	卒後９年	卒後10年	卒後11年
区分	臨床研修		専門研修					地域派遣			
診療科	–		専攻した診療科								
勤務先	県内臨床研修病院		基幹施設及び連携施設、ただし、基幹施設は３年間					基幹施設以外の県内公立・公的医療機関			

▲ 専攻医登録　▲ 専門医取得　▲ 義務修了

キャリア形成プログラムのコース概要③

地域密着型コース ▶ 対象期間の全てを地域で従事することで地域医療に貢献

【対象者】

本県地域枠制度※卒業医師のうち、専門研修プログラムへの登録を行わない医師

※県立医科大学地域医療枠・県民医療枠、近畿大学和歌山県地域枠

その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

【内容】

- 地域派遣の期間は、**5年間以上**
- 6年目、7年目の**2年間**を能力向上のため研修期間とする
- 地域派遣中は、へき地診療所、へき地医療拠点病院、医師少数区域または医師少数スポット所在の公立・公的医療機関での勤務
- 地域派遣中の診療科については、原則**内科。**
- 能力向上研修期間中については、本人の希望を踏まえ、研修可能な公立・公的医療機関とする

【勤務イメージ】

臨床研修　２年	地域派遣　５年	能力向上研修 ２年

年次	卒後１年	卒後２年	卒後３年	卒後４年	卒後５年	卒後６年	卒後７年	卒後８年	卒後９年	卒後10年	卒後11年
区分	臨床研修		地域派遣			能力向上研修		地域派遣		専門研修	
診療科	－		原則、内科								
勤務先	県内臨床研修病院		医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関等			能力向上のための県内研修施設		医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関等			

▲ 義務修了

その他（補足等）

【「地域医療コース」「専門性重視コース」における専門研修期間中の取り扱い】

	専門研修期間	原則	基幹施設以外での専門研修が認められる場合			
		基幹施設	県内		県外	
			連携施設		連携施設	高度医療研修
			公立・公的等	左記以外		
地域医療	2年間	2年間	2年間		1年間（※1）	
専門性	5年間（※2）	3年間	2年間	2年間	2年間（※3）	2年間

（※1）県内に連携施設がない場合に限る
（※2）5年間のうち2年間は基幹施設以外の県内公立・公的医療機関で勤務
（※3）県内の連携施設を優先し、やむを得ない場合に認める

【勤務先決定の流れ】

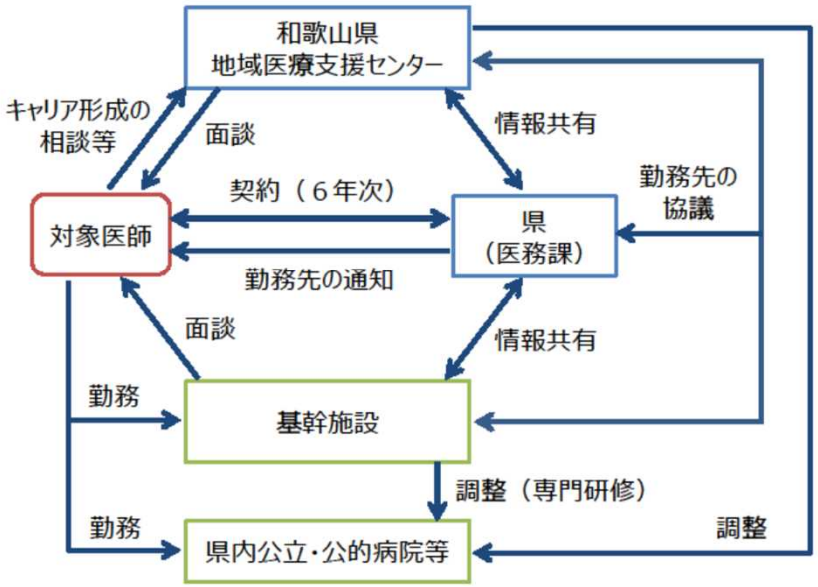

①：キャリア形成プログラム対象医師の希望等について、和歌山県地域医療支援センター及び専門研修プログラム基幹施設との面談により、聴取

②：対象医師の勤務先については、 関係者で協議・調整し、決定

（※）専門研修期間中は、専門研修プログラムの基幹施設が、受入病院となる連携施設との調整を実施

③：決定した勤務先を、県から対象医師に通知

④：対象医師は、③で通知された勤務先で勤務を開始

勤務対象医療機関一覧

◆本県の地域枠制度とキャリア形成プログラムのコース設定

医療機関名	地域医療コース	専門性重視コース	地域密着型コース	医療機関名	地域医療コース	専門性重視コース	地域密着型コース
	地域派遣	専門研修中の連携施設・地域派遣	地域派遣		地域派遣	専門研修中の連携施設・地域派遣	地域派遣
	へき地診療所、へき地医療拠点病院及び医師少数区域または医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関	県内公立・公的医療機関等	へき地診療所、へき地医療拠点病院及び医師少数区域または医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関		へき地診療所、へき地医療拠点病院及び医師少数区域または医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関	県内公立・公的医療機関等	へき地診療所、へき地医療拠点病院及び医師少数区域または医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関
和歌山県立医科大学附属病院		●		ひだか病院	○	○	○
日本赤十字社和歌山医療センター		●		（独）国立病院機構　和歌山病院		○	
済生会和歌山病院		○		（独）国立病院機構 南和歌山医療センター	○	●	○
（独）労働者健康安全機構 和歌山労災病院		○		紀南病院	○	○	○
海南医療センター		○		紀南こころの医療センター	○	○	○
国保野上厚生総合病院	○	○	○	国保すさみ病院	○	○	○
公立那賀病院		○		くしもと町立病院	○	○	○
橋本市民病院	○	○	○	新宮市立医療センター	○	○	○
県立こころの医療センター	○	●	○	那智勝浦町立温泉病院	○	○	○
有田市立病院	○	○	○	市町村開設へき地診療所	○		○
済生会有田病院	○	○	○	市町村開設診療所	○		○

○：勤務対象医療機関
●：専門性重視コースにおける基幹施設対象医療機関
（●のうちいずれか一つを個別プログラムの選択により決定）

今後の進め方

- 本日ご協議いただいたキャリア形成プログラムの本体（コース・要件等）に加え、各診療科及び専門研修プログラム別の個別プログラムを策定する

- 上記各診療科別個別プログラムを加えた「キャリア形成プログラム」全体につき、対象医師、学生へ説明の上、適用する